

「変形労働時間制」法案提出

「給特法」の一部を改正／労使協定の位置づけ不明

10月4日から開会されている臨時国会に「変形労働時間制」法案が衆議院に提出されました。「給特法」の一部を改正し、労働基準法が定める「1年単位の変形労働時間制」を教育職員にも導入を可能にしようとするものです。労働基準法では「変形労働時間制」などの制度については労使協定の締結が必要であるとされています。法案では労使協定がどのように位置づけられるのか不明なままです。今後、法案は成文化され、委員会、本会議で審議が進んでいくことが想定されます。

第200臨時国会 提出法案（文部科学省）

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」

（要旨）公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について労働基準法第三十二条の四の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

1年単位の変形労働時間制とは、授業のある期間を「繁忙期」として所定の勤務時間を延長し、「閑散期」とされる長期休業中の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が週40時間を超えないようにする制度です。政府は、地方自治体の条例等によって導入しようとしています。

労働基準法では労使協定の締結が必要とされているにもかかわらず、地方自治体の条例等の制定によって公立学校に導入させようとしていることもまた、重大な問題です。

即刻廃案にせよ！ 請願署名に全力を！

「1年単位の変形労働時間制」は、労働者が長く困難な歴史の中で獲得した1日8時間労働の原則を壊していったその長時間勤務を強いるもので、教職員の命と健康にかかわるだけでなく、一人ひとりが大切にされる教育をすすめる上でも重大な問題です。長時間過密労働の解消は、教職員定数の大幅増など抜本的な改善が必要です。府高教は全教に結集し、国会要請行動などに取り組みます。また、全教が提起する請願署名を職場・地域ですすめ、即刻廃案に向けて全力を挙げて取り組みます。

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しないよう求める請願

目標：全教職員数×5 一次集約：10月19日（土）第6回分会代表者会議

／／ みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！ ／／

（資料を2枚添付しています）